

○資格者代理人による本人確認情報の提供の制度とは、どのようなものですか？

(情報番号 1 3 3 4 全 1 頁)

登記識別情報を登記所に提供することができない場合に、資格者代理人が適切な本人確認情報を提供し、登記官が提供された情報の内容を適正なものと認めたときは、事前通知の手続を省略することができるというものです。